平成２６年（フ）第８５号
鹿児島県肝属郡錦江町馬場1122番地14
債務者　濱田　　清
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第４３３号
熊本県宇土市椿原町964番地５
債務者　福島　三雄
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４３５号
熊本市南区日吉２丁目９番115号　ポスタリティハイツ207
債務者　執印　　歩
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４６５号
熊本市中央区京町１丁目14番８―804号　スカイハイツ熊本
債務者　田畑　嘉一
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７４号
青森県むつ市山田町26番71号
債務者　山口　大子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
広島県福山市新涯町１丁目11番10号　フローレンスＯＫＡＤＡ201号
債務者　塩飽　浩隆
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１６８号
広島県福山市水呑町4511番地　水呑三新田80―３クレールＢ202
債務者　真栄建設興業こと　山田　　誠
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第４５５号
熊本市西区上熊本１―９―43―411、住民票上の住所熊本県菊池郡大津町大字室363番地８
債務者　森内　武裕
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４６６号
熊本県宇城市不知火町御領168番地１　マ・リアン千秋Ｂ―５、前住所熊本県宇城市松橋町松橋68番地２　クレージュコート112号
債務者　柳瀬　靖司
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２３９号
名古屋市南区源兵衛町２丁目53番地
債務者　森　　實
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４５６号
熊本県宇土市岩古曽町1376番地１　シティハイム宇土101、前住所熊本県宇城市松橋町浦川内207番地37
債務者　大坂間一男
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４５７号
熊本県宇土市岩古曽町1376番地１　シティハイム宇土101、前住所熊本県宇城市松橋町浦川内207番地37
債務者　大坂間ちえみ
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８３号
山口市秋穂二島4533番地18
債務者　渡壁　京子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第８１３号
北九州市小倉南区若園３丁目９番９号
破産者　秦　眞左古
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３２７号
埼玉県越谷市東越谷１丁目12番地25
破産者　株式会社クロストキャニオン
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８３号
福岡県飯塚市堀池315番地８
破産者　株式会社エースクリーン
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第１５６１号
札幌市豊平区福住１条９丁目８番21号
破産者　須田　正彦
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３５号
仙台市宮城野区新田１丁目９番28号
破産者　有限会社マツウラ工業
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係